

平成 21 年 (排) 第 13 号

排 除 命 令 書

東京都港区高輪三丁目 19 番 17 号

原澤製薬工業株式会社

同代表者 代表取締役 原 澤 政 純

公正取引委員会は、上記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 原澤製薬工業株式会社（以下主文において「原澤製薬工業」という。）は、直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「爽やかエチケット」と称する食品（以下主文において「爽やかエチケット」という。）の取引に関し、一般消費者の誤認を排除するために、平成 12 年 10 月ころから平成 20 年 9 月ころまでの間当該商品の容器及び同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、当該商品を摂取することにより、「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭、体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしているが、かかる表示は、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
- 2 原澤製薬工業は、今後、爽やかエチケット又はこれと同種の商品の取引に関し、前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- 3 原澤製薬工業は、今後、爽やかエチケット又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠

をあらかじめ有することなく第1項の表示と同様の表示をしてはならない。

- 4 原澤製薬工業は、第1項に基づいて行った公示及び第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

## 事 実

- 1 原澤製薬工業株式会社（以下「原澤製薬工業」という。）は、肩書地に本店を置き、食品の製造販売業を営む事業者である。
- 2 (1) 原澤製薬工業は、「爽やかエチケット」と称する食品（以下「爽やかエチケット」という。）を、我が国に所在する事業者に委託して製造させ、平成8年6月ころ以降、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するとともに、平成12年4月ころから平成20年9月ころまでの間、同社がインターネット上に開設したウェブサイトにて広告を掲載し、同ウェブサイトにて注文を受け付けることにより、一般消費者に販売していた。  
(2) 爽やかエチケットは、「シャンピニオンエキス」と称する成分を含有する錠剤状の食品であり、1日3粒ないし5粒程度を水と共に飲み込んで摂取することによって、口臭、体臭及び便臭を消す効果が得られるとする商品である。
- 3 原澤製薬工業は、爽やかエチケットについて、平成12年10月ころから平成20年9月ころまでの間、当該商品の容器の前面（別添写し1）において、「Fresh Champignon」と記載の上、「体の臭いも！お口の臭いも！トイレ爽やか」と、また、同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し2）において、「体内で産生される臭いの基となるアンモニア、メチルメルカプタン、アミン類をマッシュルーム中の成分が酸化還元するメカニズムに基づいた腸内環境改善食品です。」と記載の上、「口臭体臭改善食品」及び「シャンピニオンエキス配合の栄養補助食品で口臭・体臭・便臭に気をつけましょう。」と、それぞれ記載することにより、あたかも、爽やかエチケットを摂取することにより、「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭、体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしている。
- 4 公正取引委員会は、前記3の表示について、景品表示法第4条第1項第1号に該当する表示か否かを判断するため、同条第2項の規定に基づき、原澤製薬工業に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、原澤製薬工業は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を

提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

#### 法 令 の 適 用

前記事実によれば、原澤製薬工業が行っていた表示は、景品表示法第4条第2項の規定により、爽やかエチケットの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる行為は、同条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成21年2月3日

#### 公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水